

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浜松市長 中野 祐介

市町村名 (市町村コード)	浜松市 (22130)
地域名 (地域内農業集落名)	中瀬・赤佐・鹿玉地区 (別紙のとおり)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・赤佐・鹿玉地区は中山間部の樹園地エリア、新東名高速道路以南の低地水田エリアと低地畑地エリアに分かれている。
- ・中山間部の樹園地は露地果樹(柿・みかん)で利用され、農協の柿産地が形成されているが、園内耕作道未整備の園地が多い。
- ・水田エリアは概ね集落混在地だが、一団の優良水田(尾野地区水田、宮口地区水田)では農地集積が進んでいるが、耕作者ごとのほ場は分散してしまっている。
- ・低地畑地エリアは集落混在地だが、国道152号線沿いには比較的まとまった畑地があり露地畑作(庭木苗)として利用されている。近年は庭木苗畑跡地などを利用して大規模担い手の露地畑作(キャベツ・レタス)の利用が進んでいる。残置庭木が荒廃化し、農地集積の妨げとなっている。
- ・中瀬地区は集落混在地となっている。浜北インターチェンジ東側に茶園跡地を中心とした比較的まとまった畑地があり、大規模担い手の露地畑作(キャベツ・レタス)による利用が予定されている。
- ・天竜川沿いで砂利採取事業が多い。

## 【地域の基礎データ(R5.1担い手アンケート)】

- ・担い手農業者79名(69歳以下又は70歳以上後継者あり74名、70歳以上後継者なし5名)、農協の柿産地
- ・主な営農類型:水稲作4名、露地畑作12名、ハウス畑作8名、露地果樹22名、ハウス果樹9名、茶3名、花木2名、畜産6名、その他13名

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農協や大規模担い手により形成された作物産地の維持・発展を図る。(柿、庭木、水稲、ミカン、キャベツレタス等)
- ・担い手間の利用調整を進め、担い手ごとにほ場の集約化を図り、各々の耕作作業の効率化を図る。まとまったほ場の確保により、将来的なドローン利用や作業の自動化などスマート農業の導入の可能性を高める。
- ・担い手耕作地の集約化に支障となっている荒廃農地の再生利用を図る。
- ・畑地のリタイア時の耕作地やハウス等の農業施設の引継ぎ方法の確立、地域への周知浸透を図る。
- ・樹園地では基盤整備事業等により、耕作道の再整備、区画整理等を進め、効率的で低労力の耕作作業ができるようにする。
- ・一団の水田地では基盤整備事業等により、畦畔撤去や区画の均平化(レベル出し)等でほ場の大区画化を進め、効率的な耕作作業ができるようにする。
- ・砂利採取後の埋め戻し方法を確立し、跡地で適正耕作できるようにし、面積的にまとまったほ場として利用を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	957.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	957.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地(青地農地)とする。ただし流動性の低い営農型太陽光発電下部農地は除く。  
・当初設定においては第91回農用地区域の変更(令和7年2月)に係る農地は除く。(このため上記(1)の面積は今後の変更あり。第91回農用地区域の変更分の確定後に面積確定する。)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員会(農業委員・推進委員)の農地利用最適化活動や農協、土地改良区による農地集積事業(定期的な貸出農地募集→利用調整の事業)により、担い手を中心に農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を進める。集団農地では耕作地の集団化(集約化)のための耕作地交換を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用するため、まずは農地中間管理機構への貸付の拡大を図る。その後、農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用し、担い手リタイア時の耕作地の適切な継承や、担い手個々の耕作地の段階的な集約化(集団化)を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズや地域の課題等を踏まえ、必要な基盤整備事業を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現存の担い手による農地利用を優先しつつ、必要に応じて地域外から多様な経営体を募り、担い手として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域の作業をまとめて実施することにより効率化が期待できる農作業については、担い手への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

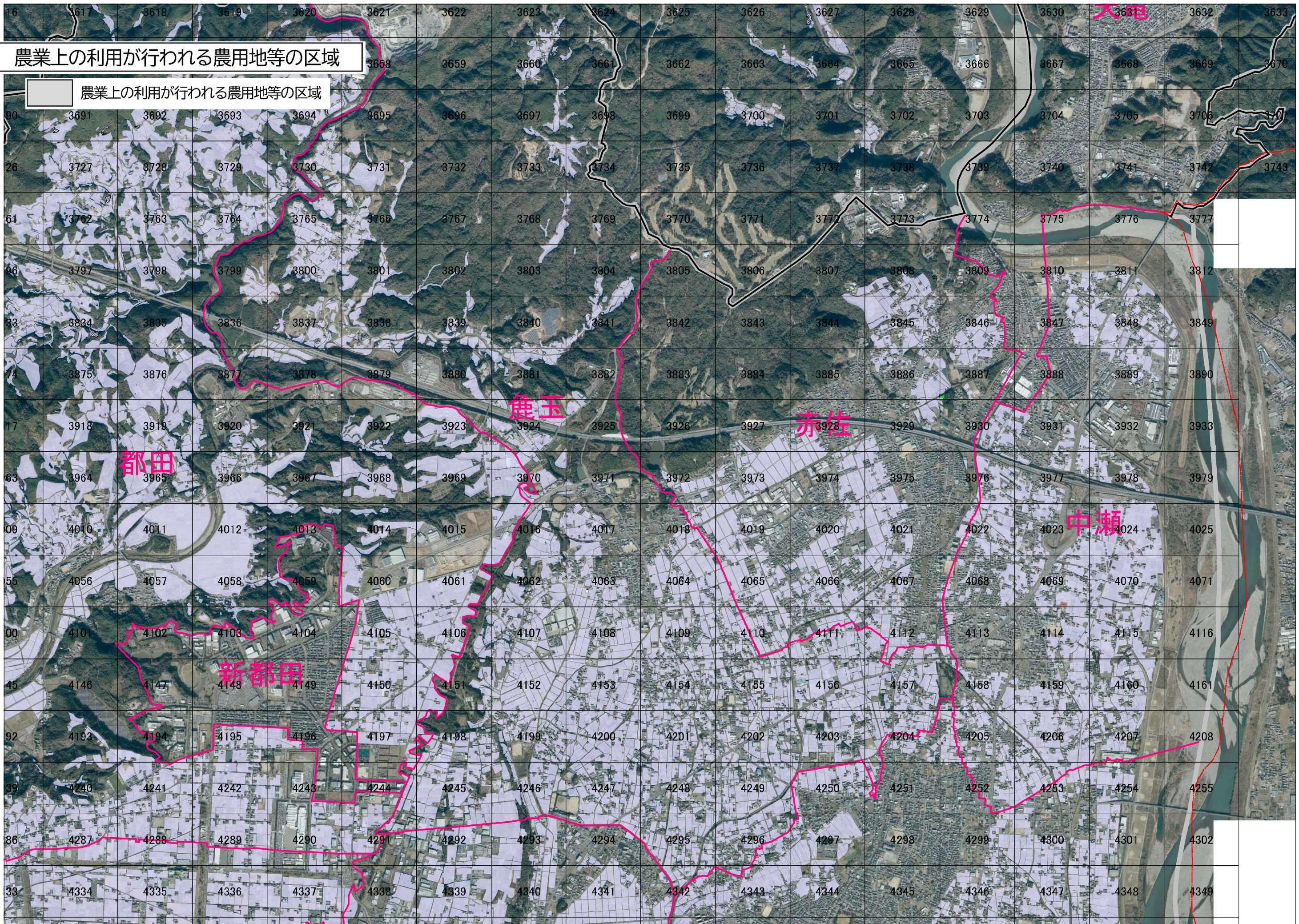
【選択した上記の取組方針】

- ⑤果樹作の作業効率化による産地維持のための基盤整備事業等の実施  
 ⑦地域環境保全活動(多面的機能支払)…尾野農地保全会、下善本村地区環境保全協議会、東原環境保全、釜玉水利組合UH農地保全会、かきっこ  
 ⑩砂利採取後の埋め戻し方法のガイドライン確立

(別紙)

地域計画の地区	地区	農業集落名
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬1区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬2区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬3区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬4区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬5区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬6区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬7区
中瀬・赤佐・麩玉	中瀬	中瀬村・中瀬8区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐1区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐2区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐3区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐4区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐5区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐6区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐7区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐8区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐9区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐10区
中瀬・赤佐・麩玉	赤佐	赤佐村・赤佐13区
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・堀谷
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・大平
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・灰ノ木
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・大屋敷
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・有隣
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・野口
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・梶池
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・譲栄
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・町
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・東原
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・下善
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・本村
中瀬・赤佐・麩玉	麩玉	麩玉村・辺田原





農業上の利用が行われる農用地等の区域

農業上の利用が行われる農用地等の区域

都田

鹿玉

赤住

新都田

中瀬



# 地域計画の地域の話合いの進め方

## ○参加メンバー

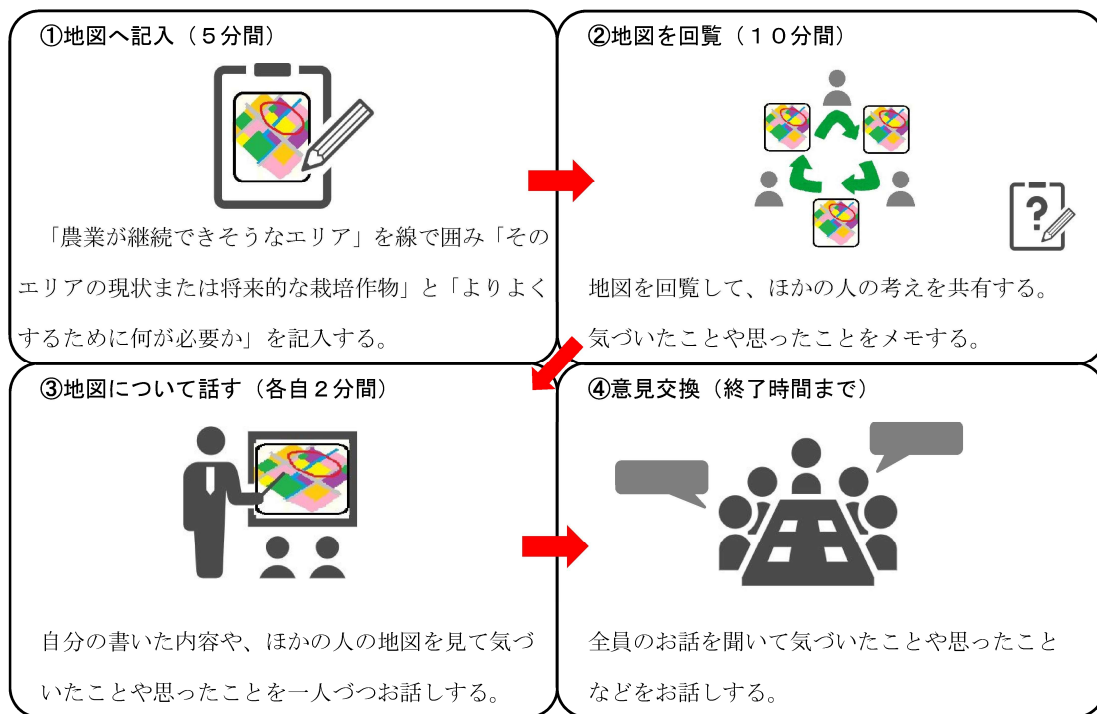
### 農業を行う側

- ・浜松市認定農業者協議会の役員
- ・地区内の農業者
- ・農協の産地作物部会の役員
- ・農協職員(地区営農支援担当)

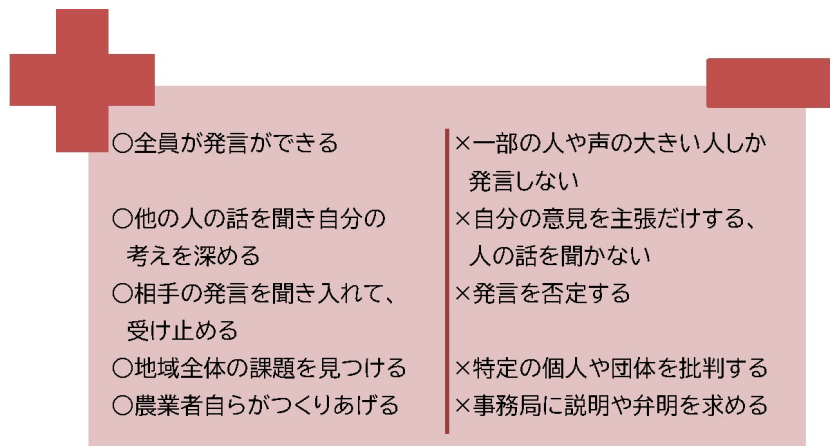
### 農業のサポート側

- ・農業委員、推進委員
- ・土地改良区、水利組合の役員
- ・中間管理機構(県公社)の職員
- ・県、市の職員

## ○話合いの進め方



## ○話合いのルール



地区	出された意見(個人が特定される意見は除いてあります。)	意見掲載日
中瀬・赤佐・鹿玉	水稲は5月になって早く植えたい、畑かんの出る時期を早めてもらいたい	
中瀬・赤佐・鹿玉	耕作放棄地が多いため補助金で水路を増やしてもらいたい	
中瀬・赤佐・鹿玉	大きな機械を入れたいため集約したい	
中瀬・赤佐・鹿玉	水が大切、馬込川沿いは畑かんがない、整備すれば利用が増える	
中瀬・赤佐・鹿玉	宅地農業なので畑を増やすのが課題	
中瀬・赤佐・鹿玉	農業を継続していくのに問題ないが課題が多い	
中瀬・赤佐・鹿玉	赤佐地区の362号線以北は山林が多く、また宅地が多いため集約は不可	
中瀬・赤佐・鹿玉	中瀬地区は黄色が多いが水はけが悪い農地がある	
中瀬・赤佐・鹿玉	中瀬地区に水源がない、果樹の消毒等近隣との関係が難しい	
中瀬・赤佐・鹿玉	中瀬地区は自作が多い、住宅敷地内にある畑の把握は難しい	
中瀬・赤佐・鹿玉	全体に言えることだが、特に中瀬地区において農業設備が課題	
中瀬・赤佐・鹿玉	相続の義務化	
中瀬・赤佐・鹿玉	中瀬は砂利採取後の埋め戻しが課題	
中瀬・赤佐・鹿玉	道路が曲がっている箇所が多い	
中瀬・赤佐・鹿玉	配水、用水設備が必要	
中瀬・赤佐・鹿玉	農業土木でなく農業経済学の話である	
中瀬・赤佐・鹿玉	宮口の畑に畑かんがないため将来性がない	
中瀬・赤佐・鹿玉	配水が間に合わない	
中瀬・赤佐・鹿玉	赤佐地区は水の確保が必要	
中瀬・赤佐・鹿玉	水田の集約が難しい	
中瀬・赤佐・鹿玉	農業地域では何かしていかないといけない、効率が悪い	
中瀬・赤佐・鹿玉	水がない等、課題が多い	
中瀬・赤佐・鹿玉	水田は集約が難しい	
中瀬・赤佐・鹿玉	違った型のアプローチが必要が必要ではないか	
中瀬・赤佐・鹿玉	担い手が規模拡大できるように集約、担い手への集積	
中瀬・赤佐・鹿玉	空地あり、道路沿い減る、砂利取り、水があるといい	
中瀬・赤佐・鹿玉	水稲集約化、水の確保	
中瀬・赤佐・鹿玉	水田区画がせまい、畑地に水利がない	
中瀬・赤佐・鹿玉	小規模でも確立している経営体もある、時代背景あり、センスを売っている農家あり	
中瀬・赤佐・鹿玉	水稲一取水のための施設の更新	
中瀬・赤佐・鹿玉	畑かんパイプラインの更新	
中瀬・赤佐・鹿玉	中瀬地区一砂利採取後の水はけ悪い、畑かんの未整備、農家住宅等の建築、たい肥や農薬散布の苦情	
中瀬・赤佐・鹿玉	緑化用樹木生産がまとまっている、農業用水がないため畑が借りにくい	
中瀬・赤佐・鹿玉	農地が細かい、水田の用水の出る時期が遅い、やめていく人が多い、荒れているところが多い	
中瀬・赤佐・鹿玉	基盤整備計画で、平らな水田、荒廃茶園	
中瀬・赤佐・鹿玉	キャベツ一用水設備の整備	
中瀬・赤佐・鹿玉	キャベツ・レタス一砂利取り、住民の理解、茶園	
中瀬・赤佐・鹿玉	水稲一担い手確保、用排水整備、区画、宅地化規制	
中瀬・赤佐・鹿玉	水の確保が必要などが多い	
中瀬・赤佐・鹿玉	浜松の中で地域全体が農業振興地域	

地区	出された意見(個人が特定される意見は除いてあります。)	意見掲載日
中瀬・赤佐・鹿玉	天竜川沿いの砂利取り	
中瀬・赤佐・鹿玉	赤土、黒ボク土、砂地	
中瀬・赤佐・鹿玉	規模拡大を考えるには区画が狭すぎる、水利がない	
中瀬・赤佐・鹿玉	農水確保できず生産拡大・利用集積のネックになっている	
中瀬・赤佐・鹿玉	4～9月は水田のために取水をする、畑かんがあるので水を安定供給できる	
中瀬・赤佐・鹿玉	中瀬地区には畑かんなし	
中瀬・赤佐・鹿玉	全体的に道が狭い、中瀬の農地は住宅敷地内が多い	
中瀬・赤佐・鹿玉	砂利採取後の土地利用、用水設備の維持管理・整備、二次相続時の相続人不明、相続登記義務化の実行性	
中瀬・赤佐・鹿玉	自作地は実際に活用されているのか、太陽光発電の除草・大水	
中瀬・赤佐・鹿玉	道路、砂利、筆が細かい	



# 農地利用図(鹿玉・赤佐・中瀬)

- ・果樹園
- ・基盤整備(耕作道)が必要

- ・まとまった水田エリア
- ・圃場交換による集約化が必要(作業性向上)

- ・畑用の水利の整備が必要
- ・砂利採取事業が多い
- 埋め方がしっかりしていれば砂利採取後まとまった畑地として利用も可という耕作者意見あり

- ・果樹園
- ・茶園跡地の整備

- ・まとまった畑地エリア
- ・圃場交換による集約化が必要(作業性向上)
- ・庭木畑から露地畑に転換
- ・残留庭木の撤去の支援
- ・畑かんの老朽対策が必要
- ・畑用水の確保(用水がない畑がある。)

## 着色凡例

田(担い手・利用権)
田(その他自作地)
畑(担い手・利用権)
畑(その他自作地)
山林等地目(担い手・利用権)
荒廃農地

## 【地図に書き入れること】

- ①将来的に農業が継続できそうなエリアを丸で囲む(だいたいOK)
- ②そのエリアの「作物」と「農業を継続していくために必要なこと」を記入する。